

京都市告示第634号

平成23年4月1日京都市告示第42号（平成10年8月31日京都市告示第219号（自転車を返還する日及び時間）の全部改正）を次のように改めます。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市自転車等放置防止条例施行規則第3条の規定に基づき、自転車等を返還する日及び時間を次のように定めます。

1 自転車を返還する日

撤去した日の翌日から4週間。ただし、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。

2 原動機付自転車を返還する日

撤去した日の翌日から6箇月。ただし、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。

3 自転車等を返還する時間

午前10時30分から午後9時まで。

(建設局自転車政策推進室)